

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-6
処分の種類	放射性物質等による汚染拡大防止のための命令等			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第108条第1項			
処分の概要	<p>知事は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤若しくは毒素又は危険物質等による汚染が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるとき、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p>1 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。</p> <p>2 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。</p> <p>3 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。</p> <p>4 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。</p> <p>5 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。</p> <p>6 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第108条第1項 前条第1項又は第2項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p>1 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。</p> <p>2 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。</p> <p>3 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。</p> <p>4 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。</p> <p>5 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。</p> <p>6 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p>			
基準の制定根拠	—			